

「市長への手紙」にご意見・ご提案をお寄せください

★秘書課 ☎ 25- 1 1 5 4 ・✉ tegami@city.honjo.lg.jp



「市長への手紙」は、市民の皆さんから市長へ、市政に関するご意見・ご提案等をお寄せいただき、市政運営やまちづくりに反映させていく事業です。手紙は市長が直接拝見し、担当部局と調整・検討のうえ、郵便で回答します。

▶お寄せいただく方法

郵便

- ①封筒が印刷されたページにご意見・ご提案と必要事項を記入
 - ②封筒の形に折り込み、のり付け
 - ③ポストに投かん（切手は不要）
- ※用紙は市役所総合案内、アスパアこだま、本庄ガス ECO はにぼんプラザ、図書館本館・児玉分館、各公民館、各児童センター等にあります。

インターネット

- ①市ホームページで「市長の部屋」にアクセス
- ②「市長への手紙」専用フォームから入力、送信



市長への手紙

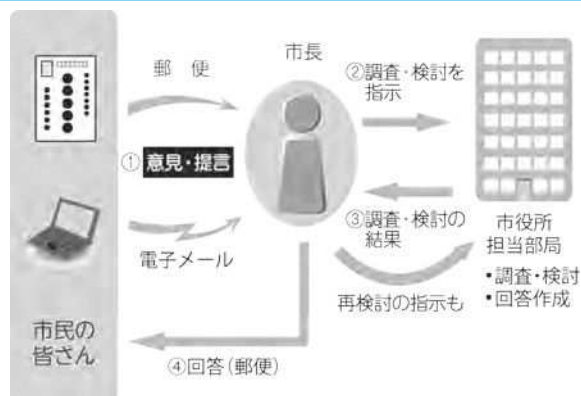
▶令和6年度に寄せられた内容

令和6年度の投稿総数198通のうち匿名のものや回答を希望しないもの、担当部局が対応して回答が不要となったもの等を除く66通について、文書で回答しました。そのうち、投稿者からの同意があったものは市HPで公開しています。

分類	通数	内容
まちづくり	23	まちの活性化、防災防犯など
都市基盤	52	公園、道路、上下水道など
生活環境	31	ごみ、資源リサイクルなど
福祉・医療	36	子育て支援、医療体制など
教育・文化	26	学校教育、文化・スポーツ振興など
産業・経済	5	産業振興、観光など
その他	36	市職員、税金、市施設など
計	※209	

※1通で内容が複数にわたるものもあるため、投稿総数とは一致していません。

▶「市長への手紙」はこうに取り扱われます



▶ご意見の一部を紹介します

市役所の開庁時間について

意見 市役所でしか出来ない手続きや、書類の受け取りをする際に、仕事の出勤時間と市役所の開庁時間が重なってしまっています。

例外はあるかと思いますが、世間の一般的な勤務時間として、午前8時～午後5時または午前9時～午後6時が多いかと思われます。

上記のような時間帯に会社員として働き、納税している本庄市民が、市役所の開庁時間午前8時30分～午後5時15分に手続きに行くためには、有給休暇を取るなどしないと行けません。



隔週の土曜午前中のみ開庁や、毎週〇曜日は午後7時30分まで開庁など、休みを取らなくても市役所に行けるようにしてもらうことは出来ないでしょうか。

ご検討の程よろしくお願い致します。

回答 本市では現在、日曜日の開庁や電話予約による証明書の休日交付、コンビニ交付、電子申請等により、通常の開庁時間に市役所にお越しいただくことが困難な方へのサービスを提供しております。

しかしながら、現状ではすべての手続きを休日やオンライン窓口において行うことはできないため、ご不便をおかけしているものと認識しております。

近年のライフスタイルの多様化に合わせて、開庁時間の変更や手続きの簡素化など、各自治体で窓口の業務改革が進められております。

本市においても、市役所の窓口サービスに関するアンケートを実施するなど、市民の皆さんから広くご意見を伺っております。〇〇様からいただいたご意見も含め、市民ニーズを踏まえた窓口のあり方を検討してまいります。

*封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分を封筒の外側に貼り付けてください。

料金受取人払

本庄郵便局
承認

4053

差出有効期限
令和9年3月
31日まで

〔親展〕

切手を貼らずにお出しください

— あなたの声を市政に「市長への手紙」 — 在 中

3678790

本庄市長 吉田信解 行

(受取人)
本庄市本庄三丁目五番三号
本庄市役所



市長への手紙の出し方

裏面への記入が済みましたら、線に沿って封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分にのりを付け、封筒の形に仕上げて切手を貼らずにお出しください。

裏面への記入にあたって

- ①あなたのご意見と差出人欄に、必要事項をご記入ください。
- ②手紙の公開について
お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、市民の皆さんとさまざまな問題を共有できるようになります。公開は、主に市のホームページで行います。

※匿名の場合には、公開の対象にはなりません。

公開にあたっては、内容を要約し本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は掲載しません。
お手紙の内容を公開してほしくない場合には、記載欄の下段の“いいえ”を○で囲んでください。

※この専用封筒の差出有効期間は、令和9年3月31日までです。有効期間内は、切手を貼らずにお出しいただけます。

回答について

いただいたご意見等につきましては、次の場合には原則として回答しません。

- ①氏名・住所が不明なもの
- ②特定の個人や団体等を侮辱又は誹謗中傷したもの
- ③営利企業等の宣伝又はこれに類するもの
- ④思想や宗教に関するもの
- ⑤担当職員が直接お会いし、もしくは、お電話等で説明したことにより、ご理解をいただいたもの
- ⑥「市長への手紙」の趣旨から外れた内容のもの、又は、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

★お問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市役所企画財政部秘書課秘書係
☎25-1154